すまいる通信 平成30年9月 第62号

ご存じでない方が多いのですが、認知症になり判断能力がなくなると、以下のような問題が起こります。

- □ 預金を解約することができない
- □ 不動産の売買ができない
- □ 介護のために自宅をリフォームすることができない

このような場合には本人の意思確認が必要なのですが、本人が理解できないとこれらのことを行うことができません。

また、後見制度については

- □ 現在は、弁護士・司法書士などの専門家が後見人に指名されることが多い
- □ たとえ家族が後見人になったとしても、専門家の監督人がつく
- □ 専門家が後見人や監督人になると、毎月数万円の費用がかかる
- □ 賃貸アパートの大規模修繕や建て替えは認められない
- □ 自宅を売却するのに家庭裁判所の許可が必要(不許可のケースも多い) ということを知っておいてください。

新しい財産管理の方法【家族信託】を利用すれば、面倒な家庭裁判所の手続きが不要になり、費用の負担も軽減でき、家族間で柔軟な財産管理を行うことができるようになります。ただし、家族信託も元気なうちに契約をしておかなければ使うことができません。

ある日突然、自分(親)が倒れて困るのは周りのご家族です。もし、自分(親)の 財産が凍結してしまったら家族は困らないか?将来の財産管理は誰に、どのよう な方法で任せるのか? 元気なうちに考えて、対策をしておきましょう。

無料公開セミナー開催

認知症対策で負担軽減! 後見制度に代わる財産管理 「家族信託」

老後に自宅などの不動産を売却して、老人ホームの入所資金にしようとお考えの方も多いのでは? しかし、認知症になって判断能力を喪失したり、事故や病気などで意思表示ができなくなると財産は凍結してしまい、預金の解約、建物の大規模修繕や解体・建て替え、不動産の売却ができできなくなります。そうなると困るのは周りのご家族・・・。

また、後見制度を利用すると家庭裁判所の手続きが面倒で、多額の費用がかかり、自宅を売却するのにも家庭裁判所の許可が必要です。

このような問題を解決するのが【家族信託】。手続きや費用の負担が 軽減し、安心して生活を送ることができるようなります。

9月8日(土)藤沢商工会議所ミナパーク 505号室 10月20日(土)平塚商工会議所 第2会議室

●時間・午前9:45~11:45 ●定員・16名

参加費は無料です。ご家族一緒にご参加ください。



◆講師:長尾影正(ながおかげまさ)◆ 昭和49年7月生まれ 小田原市在住 行政書士 家族信託専門士 宅地建物取引士 NPO 法人相続アドバイザー協議会 認定会員 一般社団法人 家族信託普及協会 会員





行政書士長尾影正事務所 小田原市蓮正寺370番地の68 TEL: 0465-39-1900 mail:nagao@yuigon-souzoku.info http://www.yuigon-souzoku.info